

返戻金制度について

甲：求人者

乙：一般社団法人 信州産学みらい共創会

乙が甲に紹介した応募者が、採用後3か月以内に自己都合による退職または普通解雇、懲戒解雇（死亡、病気、甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合には、乙は甲に受領した手数料の50%を返還する。

上記返還手数料は、紹介手数料の50%に消費税を加算した金額です。

許可番号 20-ユ-300322

事業所の名称及び所在地

名称： 一般社団法人 信州産学みらい共創会

所在地：長野県長野市若里四丁目17番1号 信州大学工学部内